

バーデハウス再生プロジェクト民間提案事業 公募要領等に関する質問に対する回答

番号	質問内容	回答
①	バーデはの現況劣化の内容は、目視で確認できない内容もあるかと思ひます。町で事前に調査した内容を開示してください。	町で事前に劣化診断等の調査は行っておりません。
②	今回のエリアの既存建物の利用料は、無償との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りでございます。
③	バーデハウス久米島のOPEN～閉鎖時までの毎年度の集客数（観光客、町民別）及び入館料（収入）、光熱費などのランニングコスト（支出）を開示していただけませんか？	別添（第三セクター等の経営評価に関する報告書）参照。※令和2年1月実施
④	パークゴルフ場の土地売却の可否の可能性を再度お聞かせください。	当該土地の売却はいたしません。
⑤	既存建築物をリノベーションするには耐震診断が必要ですが、事業主が費用負担を行うのでしょうか。	事業主にご負担いただきます。
⑥	耐震診断の結果、不可と診断された場合は事業主で解体工事の費用を負担するのでしょうか。	事業主にご負担いただきます。
⑦	既存建築物の「建築確認」建物ごとに区分して許可を受けているのでしょうか。	建築物ごとに県に対し「建築通知」を提出しています。
⑧	ホテル計画を想定しておりますが、町民向けの健康増進施設とエリアを分けて計画しても良いのでしょうか。	可能でございます。
⑨	各建物ごとにエリアを分けて整備計画を行っても良いのでしょうか。	可能でございます。
⑩	当該地は海岸エリアに近いことから、津波避難施設も計画する必要があると考えておりますが、町条例の2階建てを緩和して県条例の3階建てまでにすることは可能でしょうか。	当該地域における建築物の設置については、沖縄県立自然公園条例施行規則第14条第4項の許可基準の範囲内であることが前提となります。また、久米島町においては久米島町景観条例第13条及び同条例施行規則第3条による届け出を行う必要があります。届け出後、久米島町景観委員会においてその内容を審査することとなります。町条例は2階建以上の建築物を一律に規制するものではなく、届出を要する行為を定めているものであり2階建以上の建築の可否については、その提出された計画を踏まえて判断されることとなります。
⑪	敷地全体の現況測量はありますか。	敷地全体の現況測量図はございません。
⑫	第3の提案条件の1 事業用地の条件等のエに事業用定期借地権設定契約は対象用地を分割して契約可能とありますが、敷地の分割数、位置は提案者が設定してよろしいでしょうか。	町と事業提案者の協議により決定します。
⑬	提出要領の共通事項に鳥観図、内観透視図がありますが作成するにあたり、既存建築物のCADデータが必要となりますのでご用意してください。昨今はCGパースが主流ですので是非ともお願いいたします。	一部の建物を除き、既存建物のCADデータはございません。
⑭	敷地測量図、高低測量図 既存建築物の詳細図、設備図等の設計図書のPDFはいただけないのでしょうか。	PDFデータがないため、紙媒体（コピー）での提供となります。